



2024年5月21日

各位

会社名 三櫻工業株式会社  
代表者 取締役社長 竹田 玄哉  
(コード番号: 6584 東証プライム)  
問合せ先 執行役員 松本 安生  
ガバナンス統括本部長  
(TEL.03-6879-2622)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月21日開催の取締役会において、2024年6月21日開催予定の第116期定時株主総会に定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- 既に一部本社機能を有する事業所の所在地と登記上の本店所在地を同一とし、業務効率の向上を図るため、現行定款第3条（本店の所在地）を変更するものであります。なお、今後も引き続き東京都内の拠点として、「東京本社」を置くことといたします。
- 監査役が期待される役割を十分に発揮できるような環境を整備するため、会社法第427条第1項の規定に基づき、これまで社外監査役のみが対象の責任限定契約の締結対象範囲をすべての監査役に拡充するものであります。
- その他、文言の整備等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を茨城県古河市に置く。
(社外監査役 <span style="text-decoration: underline;">の責任免除</span> ) 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役 <span style="text-decoration: underline;">の責任免除</span> ) 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月21日（予定）
定款変更の効力発生日	2024年6月21日（予定）

以 上